

令和 6 年 6 月 3 日

関係教育研究機関の長 殿

熊本大学大学院人文社会科学研究部長

大日方 信春 (公印省略)

教員の公募について (依頼)

このたび、本研究部では下記により教員の公募をいたしますので、貴機関関係各位に周知方よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

1. 募集職名・人員 教授または准教授 1 名 (ネイティブ教員)
2. 所属 熊本大学大学院人文社会科学研究部
3. 研究分野 中国語, 中国文学, 中国史のいずれか
4. 担当業務 教養教育初修外国語 (中国語) の授業, 文学部専門教育の授業 (「中国語会話」・「中国語作文」など)・論文指導, 大学院社会文化科学教育部の授業・論文指導, 中国語圏からの留学生の厚生指導, 大学の運営に関わる業務。
5. 採用年月日 令和 7 年 4 月 1 日
6. 応募資格 中国語, 中国文学, 中国史いずれかに関する教育研究に熱意があり, 下記の条件を満たすこと。
 - ①中国語を第一言語としていること。
 - ②日本の大学における中国語教育を 5 年以上経験していること。
 - ③中国語, 中国文学, 中国史いずれかに関する教育研究業績を有すること。
 - ④博士の学位を取得済み又は同等の研究業績を有すること。
 - ⑤本学における教育, 研究に熱意をもって取り組めること。
 - ⑥本学の運営等に協力的かつ積極的に参画できること。
 - ⑦科学研究費補助金などの外部資金の獲得に積極的なこと。
7. 提出書類 (以下の②～⑤はいずれも様式を問いません。)
 - ①履歴書
(様式あり。顔写真貼付, 連絡先住所, 電話・e-mail アドレスを含み, 学歴と教育歴はそれぞれ分けて記載してください。男女を問わず, 出産, 育児, 介護に専念 (あるいは従事) した期間について考慮することを希望される場合は, 付記してください。) 原本 1 部
 - ②論文等業績リスト
(全業績について題目・発表年月日・掲載誌名・巻号数・頁数・単著共著の別・査読の有無等を記載し, 主論文とすべき業績 1 篇に◎, 副論文とすべき 1 篇に○印を付けてください。刊行されていない学位論文は主・副論文に指定できません。共著の業績の場合は, 担当内容を明示してください。) 原本 1 部
 - ③主論文及び副論文の別刷 (コピーも可) とその要旨 (各 1000 字以内) 各 6 部
 - ④これまでの研究・教育等の活動の概要 (2000 字以内) 各 6 部
 - ⑤採用後の研究・教育等の活動計画の概要 (2000 字以内) 各 6 部
8. 提出方法
 - ①簡易書留又は宅配便で一括郵送
 - ②封筒等に「大学院人文社会科学研究部 (文学系) 教員公募書類在中」と朱書き (提出書類は返却しません。著書は希望があれば, 着払いにて返却します。)
9. 提出先 〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-40-1
熊本大学大学院人文社会科学研究部長 大日方 信春
10. 提出期限 令和 6 年 7 月 26 日 (金) 午後 5 時までに必着

11. 選考等
一次選考：書類選考
二次選考：面接選考
(面接選考の場所・時間等の詳細は、別途お知らせします。)
12. 労働条件等
職務内容：(雇入れ直後) 教授または准教授として担当業務に従事する
(変更の範囲) 熊本大学の定める業務
勤務形態：同意に基づく専門業務型裁量労働制
(勤務時間は、職員の裁量に委ねるものとし、1日の勤務時間は7時間45分とみなす)
任期の定め：なし
試用期間：6か月
勤務場所：(雇入れ直後) 熊本大学黒髪キャンパス
(変更の範囲) 熊本大学の定める範囲
時間外労働：時間外、深夜、休日労働の有無 有
賃金等：国立大学法人熊本大学2号年俸制適用職員給与規則に定めるところによる
社会保険：文部科学省共済組合、雇用保険及び労災保険に加入
雇用者：国立大学法人熊本大学
雇用条件：熊本大学人社・教育系事務課文学系総務担当
e-mail：jsj-somu¥jimu.kumamoto-u.ac.jp
(e-mail アドレスの¥を@に変えて送信してください。)
専門分野等：熊本大学大学院人文社会科学部研究部長補佐 伊藤正彦
e-mail：mitoh¥kumamoto-u.ac.jp
(e-mail アドレスの¥を@に変えて送信してください。)
13. 問合せ先
14. その他
①応募書類に含まれる個人情報は、国立大学法人熊本大学の定めに従い、本人事選考にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。
②選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の精神に則り、適正に行います。
③熊本大学はダイバーシティを推進しています。
(詳細はホームページをご覧ください。<https://diversity.kumamoto-u.ac.jp/>)
④業績の評価に関しては、育児休業、介護休業及び産前産後休暇を取得した期間を考慮します。